

2023年6月28日

須増 伸子

1、平成30年7月豪雨災害への思い等について

平成30年7月豪雨災害から5年が経過しようとしています。私事ではありますが、昨年末私の住居を早島町から夫の実家のある真備町箭田に転居しました。だれ一人取り残すことのない被災者支援と真備の完全復興をめざし共に頑張る決意です。県においても五年の節目に当たり、一人一人に寄り添った支援を掲げていただいていることにあらためて感謝申し上げます。

さて、真備町の被災者支援センターガーベラハウスでは、毎月「今だから話せる」というテーマで地域の方々と懇談を重ねてきました。その中でお聞きしたのは「あの災害さえなければと考えざるを得ない」悔しい気持ちを吐露され、「老後のために貯えていた備えをすべて使い果たし住まいの再建をした、年金だけでは、病気になったり介護にかかわるようになればどうすればよいのか」「人がいなくなり町内会を構成することがまだできない」地域も残されていることもわかりました。もちろん報道などでも紹介されているように意欲的に積極的に取り組んでいる住民の方もたくさんいらっしゃいますが、まだ前を向いていくことが難しい方々が多くいらっしゃることも事実だと思いました。

甚大な被害を受けたあの災害から5年。あらためて、被災者支援にあたり、知事の思いや認識について、お示しいただきたいと思います。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

平成30年7月豪雨災害への思い等についてのご質問ですが、来月には応急仮設住宅から全ての方が退去されるなど、被災者の生活再建は1つの区切りを迎えることとなります。

引き続き、心のケアの継続的な支援に市町村等と連携しながら取り組むとともに、被災された地域が活気を取りもどすよう、応援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

知事ありがとうございました。本当に、知事が真備町にこの前来ていただいて、お祭りの時にも来ていただいて、励まして頂いていること感謝申し上げます。まだまだこれから、課題たくさんありますので、引き続きよろしくお願い致します。

2、道路橋梁について

川辺橋の橋脚が傾いた件など、道路橋梁について伺います。5月8日日中、歩行者・自転車専用の橋である川辺橋の橋脚が傾き橋げたにひびが入り橋本体がかたむくという状況となりました。(写真あり)この橋は、真備町からJR清音駅へむかう通学や通勤のために朝晩の利用者は多く、人的な事故がなかったことは不幸中の幸いと言わざるを得ません。先日の民主県民クラブの代表質問において、橋脚の水中部分点検を行う方針を示されました。まさに、5年おきの点検は、5年間は安全に通行できるという保証でなくてはなりません。ぜひ点検の精度を上げていくことを改めて要望いたします。

現在、新川辺橋について、路肩を広げ、通行帯を確保し、常時ガードマンの誘導、手すりの増設やカラーポールの設置などきめ細かい備中県民局の対応に感謝申し上げます。(写真)あくまでも緊急の措置であり、本来より危険な状況にあります。一日も早く根本的な対策を求めます。歩行者・自転車の安全な通行に向けた今後の取り組み内容を、土木部長にうかがいます。

次に、同様に高梁川にかかる倉敷市玉島上成の霞橋側道橋は、県下でも最も古い橋の一つであり95年がたっています。この橋も歩行者・自転車・原付バイクなどの通路として活用されています。この橋も今後、倉敷市立高校の再編・統合も予定されており、高校生や大学生など多くが、さらに利用されていきます。この霞橋側道橋も川辺橋と同様、県の道路橋梁維持管理計画では、定期点検の結果は、健全度評価の判定区分がⅢの早期措置段階になっており、早期の点検見直しが必要なものと考えますが、土木部長のお考えをお示してください。

現在、県の道路橋梁維持管理計画では、「事後保全型の維持管理」から、「予防保全型の維持管理」を行い、早期に損傷を発見し小規模な補修でコストを削減していくとしています。現在岡山県の管理する橋梁において、架設後50年を経過するものは、4割近くにのぼり、15メートル以上の橋で90年を超す橋もあり、80年を超す橋が19にも上ります。

国は適切な維持管理が行われることを前提に、橋全体としてみれば良好な状態を維持する期間として、橋の設計供用期間は100年を標準とすることを規定しています。つまり、100年目が架け替えの時期であり、架け替え計画が必要ではないでしょうか。土木部長のお考えをお示してください。

土木部長

お答えいたします。

道路橋梁についてのご質問であります。

まず、川辺橋についてであります。歩行者・自転車の通行機能の復旧について、最終的な川辺橋の復旧計画を含め、国等の関係機関との協議を進めているところであります。

今後、できるだけ早期に、歩行者・自転車の、より安全な通行が確保されるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

次に、霞橋側道橋についてであります。現在、川辺橋の橋脚が傾斜したメカニズムの究明に取り組んでいるところであり、その結果も踏まえ、必要に応じ、水中部も含めて詳細に状態を把握するなど、点検を充実し、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、架け替え計画についてであります。設計供用期間は、設計上の目標として定められたものであります。県では、道路橋梁維持管理計画に基づき、予防保全型の維持管理に取り組むことにより、100年以上の長寿命化をめざすとともに、ライフサイクルコストの縮減と補修・更新費用の平準化を図ることとしております。

このため、架け替え計画の作成までは考えておりませんが、架け替えによる更新については、今後の定期点検の結果を踏まえ、劣化の程度や交通の変化などを勘案し、橋梁ごとに適切に判断してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。(川辺橋の復旧について)できるだけ早くというご答弁でしたけれども、ぜひお願いをしたいのですけれども、その時期について、やはりこのような状態でガードマンもずっと配置をして臨時的対応ということでありまして、いつ事故が起こってもおかしくないわけで、その時期っていうのはとっても大事なのですけれども、一年なのか、「できるだけ早く」の目途というのは、ひと月なのか、その方向性だけでもいつでいいのかだけでも教えて頂けないですか。

土木部長

再質問にお答えいたします。

この応急の対応は主に出水期ということになりますので、出水期の施行について国と協議しているところでございます。歩行者と自転車の通行の安全の確保は喫緊の課題と認識しております。川の流れに影響がないようにしたうえで、工事をできるように協議中です。この見通しについては言う段階にありませんが、できるだけ早くと考えているところでございます。以上でございます。

須増議員

河川管理である国と協議っていう意味で、出水期を外すっていう意味なのかと今わかったのですけれども、ということは工事の内容、その新しい橋をかけ直すのか、この橋に付随して歩道を新設するのか、その内容、方向性についてはもう決まっているのですか。

土木部長

再質問にお答えいたします。

そういった、応急的な対応の復旧計画も含めて現在協議中ということでございます。

須増議員

一日も早くという事を改めて要望したいと思います。また、安全な歩道をしっかりつくって頂きたいと要望致します。

最後の建て替え計画、いずれにしても、100年以上持たせたいということですがけれども、事後保全型ではだめだと、予防保全的にやるのだと、お話ではあったのですがけれども、この川辺橋はまさに事後保全でドタバタとやっているわけですね。トラブルが起こって対応しなくてはならない。そうならないように予防していく方針にも関わらず、そうならなかったわけです。

いずれにしても100年を超えていく橋になったらこういうことが今後起こり得る可能性が私はあると思うのですがけれども、架け替えの計画っていうのを、結局事後保全型になって今のお話だとなってしまうのではないかと感じたのですがけれども、いかがですか。

土木部長

再質問にお答えいたします。

やはり川辺橋のような事後保全型のような形になってしまうれもあるじゃないか、というお話ですが、やはり基本的には道路橋梁の長寿命化というのに取り組んでいくのは、今の施設を健全に継続的に維持するのは必要だという風に考えておりました。ただ、橋が劣化していくスピードというのは海沿いとかが、内陸とかといった橋の置かれた環境ですとか、交通の質や量によるところが大きいということで、その条件は橋ごとに異なるということもありますので、概ね5年ごとの定期的な点検を行いながら、できるだけ早く補修をしながら長く使っていくという考え方をとっております。

今回の川辺橋の場合は5月の連休明けに起きた出水で急激に傾斜したということで、ここでは、まあ私の方でいうと洗堀ということが起きたのではないかと推定しているわけですが、こういった、普通なら河川の上流部の流れの早いところで起きる現象がなぜ起きたのか、ということで、この究明にもいま取り組んでいるところでございまして、川辺橋につきましては、これで起きた原因についてまずは究明をしていきたいと。橋についてはできるだけ、長く使えるように予防保全による長寿命化を図りたいと考えております。以上でございます。

須増議員

土木部長ありがとうございました。

やはり、河の状態がどんどん変わってきている、気候変動のなかで水害も増えている、河の底の状況も変わってきているのだらうと推測できます。今までの想定以上の精度をあげて頂く、改めて要望したいと思います。

3、国民健康保険について

国民健康保険は、国の法改正により平成30年度から都道府県が保険者に加わり財政運営の責任主体となりました。そして県は持続可能な制度の構築を目指して、安定的な財政運営

や効率的な事業の確保を担い5年が経過しました。

令和6年度は運営方針の改定年度となります。そこに向けてのお考えをお聞きします。

まず、保険料水準の統一についてです。国保法改正（令和6年4月施行予定）では、保険料水準の統一は、「運営方針の必須記載事項となる」ことが示されており、現在県でも、統一の定義や目標期間などの方向性について市町村との協議が進んでいることは承知しています。先行して平成30年から実施している大阪府では、多くの自治体で保険料が年々値上がりし実施前より約1万2千円も値上がりした自治体もあります。しかも、どの自治体も黒字で基金が積みあがっているが、保険料引き下げに活用できないという問題も起こっているようです。

国保の保険料は市町村の医療提供体制の違いや収納率、被保険者の構成で大きく異なります。統一すれば、もともと保険料の高い都市部に平準化され、多くの自治体で大幅な引き上げが見込まれます。これまで、各市町村が努力を重ね国保会計を維持し、まがりなりにも被保険者の保険料を上げないように住民と共に作っている流れが壊されてしまいます。

保険料が引き上げられる保険料水準の統一はすべきでないと考えます。子ども・福祉部長のお考えをお示してください。

次に市町村の保有する基金についてお聞きします。県が毎年公表している国民健康保険事業状況の市町村別の基金保有額をみると、平成29年度の基金残高は市町村合計で95億3348万円であったものが、平成30年から県が財政運営の責任主体となってから年々積み上がり、令和3年度の合計基金残高は149億3342万円と実に54億円も増えています。市町村にとっては、決算補填等を目的とした法定外繰入が今後できなくなれば基金を少しでも積んでおきたいという思いがあると考えます。まず、市町村の基金についてどうあるべきと考えているのかの認識をお示してください。また、国では、決算補填等を目的とした法定外繰入は、計画的な解消を進めていくことが重要としていますが、その取扱いの見直しを求めるときではないでしょうか。併せて、子ども・福祉部長のお考えをお示してください。

また、県の財政安定化基金は、現在、37億2859万円保有していますが財政調整機能が付与されているとはいえ、市町村のための活用が少なく、その役割を果たしているのか疑問です。子ども・福祉部長のお考えをお示してください。

そもそも、国民健康保険の被保険者は、高齢者が多く病気になるリスクが高く、無職の人やフリーランスの人など低所得の世帯も多いなど所得水準が低い構成となっています。どの保険よりも保険料負担が重いという特徴があります。「保険料負担が重い」ことについて県として心を砕く必要があると考えます。基金を増額するのではなく、保険料を少しでも引き下げるために活用すべきではないでしょうか。子ども・福祉部長のお考えをお示してください。

次に、マイナンバー法等改正に伴い2024年秋から健康保険証が廃止されることが決まりました。次々起こるトラブルで廃止延期も取りざたされていますが、いずれにしても、命に係わる問題です。マイナ保険証の押しつけをやめ保険証廃止の見直しを国に求めるべきではないでしょうか。知事のご認識を伺います。

そして、保険証廃止に伴い、資格証明書や短期被保険者証も廃止され、滞納者が直ちに窓口で10割負担となる可能性が出てきました。マイナンバー法等改正の附帯決議で「市町村等は滞納者の納付能力の把握をきめ細かく行うことなど、懇切丁寧な対応に努めること」「滞納者の納付能力に配慮しつつ、短期被保険者証に準ずる運用が引き続き尊重されること」とあります。ぜひ本県としてもこれまでの対応が継続できるように新しい運営方針に盛り込むことが必要と考えます。子ども・福祉部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

国民健康保険についてのご質問であります。

保険証廃止についてであります。マイナ保険証は、適切な医療の受診や各種手続の簡素化等を図ろうとするものであり、デジタル社会の実現を目指す上でも重要であることから、国に見直しを働きかけることは考えておりません。

なお、最近のトラブルについては、速やかに事態を改善し、国民の広い理解・信頼を得られた上で、安全で安定的な運用が図られるよう、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

以上でございます。

子ども・福祉部長

お答えします。

まず、保険料水準の統一についてであります。国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から、統一を進めることは重要であるため、将来的には統一を目指すこととしております。市町村間の医療費水準に差異があり、保険料の算定方式も異なるなど、様々な課題があることから、直ちに統一することは困難と考えております。

現在、統一に係る課題の整理やその解決策等について、県と市町村のワーキンググループ等において協議を行っているところであり、丁寧に議論を進めながら、しっかり合意形成を図った上で、今後の方向性等を決定してまいりたいと存じます。

次に、市町村の保有する基金についてであります。医療費の増加による保険料増の抑制等のため、市町村が一定程度の基金を保有しておくことは、必要と考えております。

国保財政を安定的に運営する上では、必要な支出を保険料や国保負担金等でまかない収支の均衡を図ることが重要であり、決算補填目的等の法定外繰り入れは、本来、望ましいことではないことから、国に見直しを求めることは考えていないところであります。

次に、県の財政安定化基金についてであります。国保財政の安定化のため、市町村の保険料の収納不足や保険給付の増加による財源不足に備えることなどを目的に、基金を設置しているものであります。

昨年度追加された財政調整事業も含め、市町村とも協議しながら、基金の目的に照らし、適切な活用を図ってまいりたいと存じます。

次に、保険料負担についてであります。県の基金を保険料の引き下げのために活用することは、基金の目的に沿わないため考えておりませんが、医療費の増加による著しい保険料の上昇が見込まれるなど、国保の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合には、昨年度追加された財政調整事業の活用について、市町村とも協議しながら、検討

してまいりたいと存じます。

次に、資格証明書等の廃止についてであります。次期運営方針におけるマイナンバー法等改正の附帯決議の取扱に関しては、現在、国において検討が進められているところであり、その動向を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。

まず、かっこ1の保険料水準の統一について、公平性を求めて行くというお話ではありませんでした。協議は進んでいるのですけれども、そもそも国保を県単一化するっていう法律が始まってきて、本当はもっと早く統一化するっていう、県を一つにするっていう方針だったものが、やはり各市町村の国保の歴史や、それぞれの努力を尊重していかなければいけないという議論の中で、いまのような県の関りと市町村の関りがどっちもこう重複するような形にいま落ち着いて。落ちついているのかわかりませんが、なっているのですよね。

ですので、統一化っていうのはすごく、国は言ってきたけれども実態として伴わないっていう議論だったと思うのです。そういう意味では本当に、難しい。本当にこれだけ格差が市町村であるなかで、難しい問題だと思うのですよね。慎重に議論して頂きたいと思うのですが、その辺どう思っておられますか。

子ども福祉部長

保険料も含めて全体の統一化は難しい問題だと。慎重に判断をしていくべきだというご質問でございます。

ご意見の部分はあろうかと思えます。この統一化することのメリットにつきましては、答弁でも申し上げました通り、全体として国保運営の安定化を図っていく、財政の安定化を図っていくというところでございます。

これは国民健康保険が保険制度であるということに鑑みれば、やはりその保険の規模、母体の規模を大きくするという事については一定の意義なりメリットがあるだろうと思ってございます。

例えば、突出して高い医療費が生じてしまったような場合に、それぞれ別々の個別の小さな規模の保険者だとその影響がすぐにかかってきてしまって、たちまち、その年の国保の収支がとれなくなるというふうなことも考えられるわけです。ですから、そういうことを考えればやはり母体、保険の規模そのものが大きいと、多くしていくということは、すなわち安定化につながっていくという意味で、これはやはり進めていくと。重要だと申し上げた通りの考えでございます。そのうえで、議員おっしゃったような、統一しようと思ったら色々な課題があるということも確かでございます。それぞれの地域で頑張ってきたこれまでの歴史。あるいはその医療にかかりやすい、かかりづらいという色々な医療の関係がことなるなかでどうやって統一化するかっていうのは、各市町村とも色々な議論を進めているところで

す。まさに申し上げたワーキンググループなどでそのあたりしっかりと、じっくりと議論しながら、しかしながら将来的には統一を目指してそこにむけて皆で知恵を出し合って合意形成を図っていきたいと思っております。以上でございます。

須増議員

今の安定化ということを目指すんだということをおっしゃいましたけれども、やはり各市町村で本当に保険料も決めていく、医療費を抑えていくという並々ならぬ努力をどこもされておりまして、そういう中で少しでも保険料を下げたいこう、国保会計安定化させていこうと努力されているのが、統一化されるともう努力しようが何しようが一緒なので、無責任になっていく可能性があるのですよね。市町村の努力の方向が見えなくなってしまう。そこが問題だと思っております、先行しておこなっている大阪でその現象がおこっているわけですから、もっと検討して頂きたいと。安定化には逆行しているというふうに申し添えたいと思います。

かっこ4の問題です。保険料が重いという問題で、これは中央社会保障推進協議会というところが出しているデータで紹介いたしますと、どれくらい重いかってイメージですけども、例えば倉敷市で40代の夫婦が子ども2人いる、所得200万円の世帯だと、国保の1年間の保険料は35万7000円なんです。200万の所得の人で35万円年間払っている。70代の夫婦で年間80万の年金のご夫婦だと10万円年間に払っているのですね。つまり大変所得が少ないなかでも国保の負担割合ってというのはとても負担が重たい。そういう制度です。ですので、それだけ大変な世帯の人たちが、高い負担をしながら保険料を払っているというところに心を砕く必要があるわけです。

県が始めて、各市町村が溜めてきたこの基金ってというのは54億も増えていて、それだけ大変な会計の中で54億も基金が増えていくというのにととても違和感を覚えました。国保の会計のさっき言われたように、その年たまたま医療費がポンと跳ねるときも当然国保だからあるわけですけども、それを決算補填で調整しながらどんな会計でもそうですけれども、調整基金で調整しながらやるのですけれども、その一般会計から繰り入れてはいけないというプレッシャーのために基金が積みあがっていく。それが本来黒字会計であっても、次年度に保険料引き下げという動機に繋がらないという。現実には起きていると思うのですよ。ここが問題だと思うのですけれどもいかがですか。

子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。

基金がどんどんと積みあがる背景に、法定外繰り入れができなくなるのではないかとこの懸念を抱いて、さらにそういったことになっているんじゃないかというご質問だったと思います。

法定外繰り入れの方から先に申し上げますと、これは国の判断で今後解消に向けてということが出されているというのが確かなところでございます。これはやはり全般的な地方財政をどうやって運用していくかという観点で、国はそちらの方へという事かという風に理解をしておりますので、それは先ほど答弁でも申し上げましたとおり、あるべき方向性なのかな

というふうに思っております。それを、懸念して基金に積み立てているかどうかというところは、それぞれの市町村の思いを聞いてみないとわからないですが、そもそも市町村の基金につきましても、県の基金につきましても条例でもってその基金、どういった使途で、目的で積み立てるか、どういう使途に使うかというところは定めているわけですから、そこに照らして適切に市町村の基金についても積み立て運用がなされているものというふうに思っております。

保険料が厳しい、他の保険制度に比べて国民健康保険、保険料負担が重いというご意見は十分承知はしておりますけれども、全体としてその国保会計をどう運営していくかというなかの一つの会計上のとり組の一つが基金であると思いますので、各市町村においては、これまで通り適切にそういった基金の目的、趣旨に照らして積み立てなり運用なりをしていただけるものと承知しております。

須増議員

部長、やはり保険料引き下げるための市町村に対する指導、県は国保の保険者であり財政運用の主体ですから、もうちょっと心砕いて頂きたいと、改めて要望したいと思います。

マイナ保険証の問題なんですけれども、国保においてですね、マイナ保険証によって、顔認証、本人確認できない保険証があったりですね、紐づけが間違っているという事例は、まだ国保では報告されていないのですけれども、まだ調査途中なのかもしれませんけれども、そもそも保険証の窓口で本人確認ができないってトラブルが起こったり、保険証そのものが作れないってトラブルが、障害があったり、目が見えないとか色々な方々が、保険証そのものが作れないとか、本当に多くの問題が起こっています。実際に来年から始められると、とても私は思えないのです。ここで止まって、しっかり精査するということがとても大事だと思うのですけれども、知事その点について改めてどう感じておられるでしょうか。

知事

マイナ保険証について、問題があるのではないかとこの事でございます。僕は根本的にはマイナンバー制度、マイナンバー関連のものについて、トラブルが多い、準備ができていないという話なんだと思いますけれども、そもそも、マイナンバー制度、それぞれの国民をどう認識していくのかということについて、もう20年も30年も前から議論をされてきました。そのたびに、国民総背番号制だとか、色々悪口が言われてきたわけでありまして、実際にそのいまこれまで、名前と生年月日でそれぞれの人を認識するやり方而言えば、たまたま伊原木隆太だったらそうそう同姓同名のひとはいないと思いますけれども、これが山田太郎さんですとか、鈴木一郎さんですとかだと同姓同名のひとは結構いらっしゃる。それでたまたま同じ市町村で、同じ生年月日という事になると、また取り違いが起きてしまう。そういったことが、これまで何度もあったわけですし、それが色々なトラブルを引き起こしてきた。もしくは、もうみんなお分りのように、コロナでできるだけ早く困っている人も含めて給付をしなければいけないというときにものすごく時間と手間がかかるという事に結び付いたわけでございます。

新しい仕組みに移行しようということになると、当然ながら色々な準備が必要ですし、その過程でトラブルも起きると思うのですが、それでももう少しのばそう、もう少し伸ばそう、これはやめておこうっていうと、今から10年たっても今と同じような議論をしているのではないかというのが私の心配でありまして、このぜひ、合理的な期限を定めてそれにむけて努力する。その過程でミスが起きない方がいいわけですが、ミスが1件起きたから、それをこのひっくり返そう、というのは私ちょっとその問題に対するアプローチとすれば、本質的なものではないような気がしています。ぜひ、この期限に向けて合理的な努力をすすめて頂きたいと思います。

須増議員

マイナ保険証の問題なんです。マイナンバーカードは多分意見全然違うので、ここで論争するつもりはないのですが、マイナ保険証は本当にトラブルが多いのです。1件ではありません。誤登録という問題ではなくて、マイナ保険証の顔認証そのもの、病院においてトラブルが6割以上だっているレベルなんです。マイナ保険証の問題を言っているんです。知事どうですか。

知事

保険証の廃止について質問をされて、マイナ保険証の顔認識についていま、再質問をされております。

正直申し上げて、顔認証について私は顔認証についてあまり詳しくないと申し上げた上で一般的なできる範囲でお答えをさせていただきます。

個別で言えば、まだまだ、これ技術の問題なのか制度の問題なのか、不備なことがあるのかもしれませんが、ただ、それについてはぜひ、極力合理的に問題を解決する、もしくは今の標準的な仕組みでできないものについてどういう、付加的な工夫をすれば事実上使えるのか、そういったことも考えて合わせた上でぜひ使えるマイナ保険証の仕組み構築をして頂きたいと思います。

須増議員

マイナ保険証については、やっぱり国民皆保険のベースになる国保の中において、とても大事な問題だと思っていますし、10割負担ということになれば大変ですので、ぜひ調査もして頂きたいと改めて要望いたしたいと思います。

4、看護職員不足について

日本看護協会は2023年3月31日、2021年度に病院で働き始めた新卒看護職員について、同年度内に退職した割合（離職率）が10.3%に上ったとの調査結果を発表しました。現在の調査方法になった2005年度以降で、初めて1割を超えました。さらに岡山県病院看護職員調査では令和3年度常勤看護職員の離職率は11.0%となっています。

そもそも、日本の病床あたり看護職員数は、1病床あたりの看護職員数が0.9人と、アメリカ4人、イギリス3人などと比べても低くOECD加盟国35か国のうち30位と、諸外国に比べてかなり低い体制となっています。新型コロナウイルスの感染拡大により、医療現場で混乱や多忙化が追い打ちをかけ、高い離職率になったのではないのでしょうか。国の、2025年の需要推計は6万人~27万人が不足する結果も出ており、看護職員確保のための対策は急務です。

そこでお聞きします。まずは第9次岡山県保健医療計画の策定に向けて、安全・安心の医療・看護を提供するために必要な看護職員を確保するための需給推計を求めますが、いかがでしょうか。保健医療部長にお伺いします。

また、看護職員不足が深刻な医療現場では、民間職業紹介事業者にひとり76万円ともいわれる高額な紹介手数料を払ってでも職員を確保しなければならない状況です。民間職業紹介事業者は転職するほど手数料が入るので、所属看護職員の離職確率も高い傾向にあります。看護職員にとっても病院にとってもよくない現象が起きています。公的職業紹介の充実が求められるため、岡山県ナースセンターの機能強化に向けた支援が必要ではないのでしょうか。県独自に看護職員確保に向けた支援策についてどう考えているのか保健医療部長のお考えをお示してください。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

看護職員不足についてのご質問であります。

まず、必要な看護職員の推計についてであります。現在の本県の看護職員受給推計については、令和7年時点の推計を行ったものであります。

以降の推計については、現時点において国の方針等が示されていないことから、第9次岡山県保健医療計画の策定に合わせて行うことは考えておりませんが、今後、国から方針が示された際には、それに沿った対応を行ってまいりたいと存じます。

次に、県独自の支援策についてであります。ナースセンター事業については、平成5年から就業相談や未就業者への看護技術講習会の開催等に取り組んでおり、就業相談員向けの研修やセカンドキャリア研修等、順次取組を拡充しているところであります。

今後とも、看護職員の確保を支援するため、ナースセンターによる取組のほか、院内保育施設や新人看護職員研修への助成などにより、看護職員不足の解消を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

部長ありがとうございます。

日本病院協会の今年の新採用においてはですね、採用計画通り病院が看護師を確保できた病院が、4割、40%にとどまったという数字もございます。本当に看護師さんが足りないと

いう状況で、コロナの第9波の状況もありますけれども、医療体制供給にも影響するほどの深刻な状況です。そういう実態について、存じ上げておられると思うのですが、それをもってしてなお、第9次の計画推計の積極的に現時点で考えないというのはどういうことでしょうか。

保健医療部長

再質問にお答えいたします。

病院協会の調査で計画通り看護師確保が上手くいっていない状況が明らかになっているにも関わらず、第9次保健医療計画で需給推計を行わないのはどうしてかということでございます。

この需給推計の策定にあたっては、答弁でもさせて頂きましたように、現在令和7年度時点までの推計をおこなっている。その以前出しております、第8次岡山県看護職員需給推計のまだ途中でございます。策定にあたっては国から推計値を出すための詳細な指数といいますが、係数が提供されていて、それプラス今後の地域医療構想の実現した時の病床数等合わせて計算していくものでございます。そういった国からの係数がないところで、つまり我々が独自に数値など作ることにはできない状況ですので、いまのところ、技術的にもこの看護師の需給推計ができないところでございます。答弁させて頂いたように、今後国から方針など示されたさいには、しっかりと需給推計をさせて頂きたいと思っております。以上でございます。

5、会計年度任用職員について

会計年度任用職員制度が始まり3年がたちました。全国の地方自治体で現職として働いている人が、いったん雇止めとなり、継続を希望する人は、再度の「公募」に応じなければならないという、大量の「雇止めと公募」が実施され、多くの問題が報道されました。岡山県でも人事課の作成している制度概要によれば、「再度の任用は原則として2回を上限とする」と書かれてあります。つまり3年目にいったん雇止め、新たに公募をかけるということです。しかし、『再度の任用は原則二回まで』という規定は法律上の決まりではありません。そのため、地域によっても違いがあり、4回（5年）までは更新が可能という自治体や、更新に限度を設けていない自治体もあります。岡山県の制度の見直しが必要と考えます。

さらに、そもそも会計年度任用職員として、多くの専門的な職種の人があります。保健師・看護師、獣医師、臨床検査技師などの国家資格を有する人をはじめ、今年の2月定例会で大塚議員が取り上げたウィズセンターの相談員のように長年の経験の中で優れたスキルを持った相談員なども含まれます。人手不足が深刻な専門職は会計年度任用職員ではなく正規の職員として採用されるようすべきではないでしょうか。併せて総務部長にお伺いします。

総務部長

お答えいたします。

会計年度任用職員についてのご質問であります。再度の任用に当たっては、国の取扱を踏まえ、原則2回までとし、その任期ごとに客観的な能力実証を行っており、また、新たに公募を行う場合には、平等取扱いの原則を踏まえ、任用回数による応募の制限は設けず、任

用回数上限に達した方も応募可能とし、公正な選考を行っていることから、制度の見直しは考えていないところであります。

また、専門職を含めた職員の配置については、業務内容や性質、業務量等に応じて、これまでも正規職員や任用付職員、会計年度任用職員など必要な職員を確保し、効率的な行政運営に努めているところであります。

以上でございます。

須増議員

総務部長ありがとうございました。

再度の任用について、国の法的な基準はないということは間違いないと思いますので、ぜひ見直しを改めて要望したいと思います。

6、高校生のタブレット端末について

高校生のタブレット端末一人一台購入に対する公費負担については、昨年も取り上げている問題ですが、半数以上の県では公費負担されているにもかかわらず、本県では全額自己負担の対応にどうしても納得がいかないため再度質問いたします。

現在、小・中学校は無償ですが、高校生は都道府県で対応が分かれています。公費負担で貸与しているのが24府県、一部公費負担8都府県、全額保護者負担15道県となっています。岡山県も全額保護者負担となっています。ぜひ本県でも全額公費負担を求めます。さらに、国の政策として実施する以上、物価高騰の臨時交付金によるものではなく、基本的に国の財政的裏付けを求めることが必要ではないでしょうか。あわせて教育長のお考えをお示しください。

現在、岡山県は非課税世帯に貸与の対応をしています。以前から指摘するように貸与の対応では、非課税世帯と解ることを避けたいために対象者が貸与を申し込んでいない問題も起こっています。県は1割の生徒が貸与を申し込んでよいように、それなりの予算を使い準備をしていますが、実態は2%にとどまり多くは無駄に終わっています。同じ予算を使うにしても、貧困対策のために、直接購入するときの補助金制度にするほうが費用対効果が高いと考えます。教育長のお考えをお示しください。

教育長

まず、公費負担等についてであります。1人1台端末は、生徒の将来を考えれば、学校だけでなく、家庭においても自由に使い、学びを充実させるために必要不可欠なものであると考えており、本県では個人購入を原則としているところであります。

こうしたことから、お話の国への要望までは考えておりませんが、1人1台端末は、クラウドに接続して活用することが前提であるため、安定した校内通信ネットワーク環境を維持することが重要であると考え、ネットワークの保守管理の経費等に係る財政措置を要望しているところであります。

次に、非課税世帯への補助金についてであります。保護者の経済的負担への配慮も重要

であると考えており、住民税非課税世帯等の希望する全ての生徒に貸し出すことができる台数の端末を例年2年度に整備するとともに、分割払いでの購入を可能とするなどの取組を行っているところであります。

お話の補助金については、国の財政措置の保証がないことから、現時点では考えておりませんが、貸し出し用端末の活用状況も踏まえ、引き続き、必要な生徒が活用できるよう、制度や手続等について丁寧な説明を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

私、国の文科省の担当者に直接お話を伺いに行きまして。

国はですね、令和7年度に見直しをするのですけれども、高校生にタブレット必要だということについて、確信を持っている、そこは私も異論は全くございません。そういうなかで、財政的な裏付けも議論が必要だと思っているという、まあ、するともしないとも言わなかったのですけれども、国としてもそうやってやっていくわけだからしっかり議論必要だと言っています。

都道府県で格差があることも認識されていまして、都道府県も臨時交付金で財政的に支えているために、どこの県も悩んでいるのは間違いない。この問題は、ですので、すべての県が国に対してしっかり要望してほしいということですので、ぜひ県としてもやって欲しいと思います。いかがですか。

教育長

再質問にお答えいたします。

国に対して要望が必要なのではないかということですが、答弁でもお答えいたしましたが、まず根本的には、個人が学習に対してしっかり利用していくものということ、また財政上の裏付けというところも国の方から現時点ではないということですので、本県としては個人購入を原則として現在進めているところでございます。以上でございます。